別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
労働基準法	第三十二条の三第一項の規定による協定
	（略）
	第三十九条第九項の規定による協定
	第四十一条の二第一項の規定による決議
（略）	（略）
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）	第七条の規定による決議
	第七条の二の規定による協定
	第七条の二の規定による決議
（略）	（略）
労働安全衛生規則	第十四条の三第二項の規定による記録の作成
（略）	（略）

（特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令の一部改正）

第十四条　特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の特例を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（計画対象第一種特定有期雇用労働者に係る労働条件の明示の特例） **第一条**　（略） 2　第一種特定有期労働条件に係る労働基準法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、労働基準法施行規則第五条第三項に規定するもののほか、前項各号に掲げる事項とする。 3　前項に規定する事項に係る労働基準法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、計画対象第一種特定有期雇用労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該計画対象第一種特定有期雇用労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。 一　ファクシミリを利用してする送信の方法 二　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）	（計画対象第一種特定有期雇用労働者に係る労働条件の明示の特例） **第一条**　（略） 2　第一種特定有期労働条件に係る労働基準法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、労働基準法施行規則第五条第二項に規定するもののほか、前項各号に掲げる事項とする。 3　前項に規定する事項に係る労働基準法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、計画対象第一種特定有期雇用労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
労働基準法	第三十二条の三の規定による協定
	（略）
	第三十九条第七項の規定による協定
	（新設）
（略）	（略）
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）	第七条第一項の規定による決議
	（新設）
	（新設）
（略）	（略）
労働安全衛生規則	（新設）
（略）	（略）